

60歳台前半の老齢厚生年金の繰上げ支給の老齢基礎年金(上)

昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれ(女子は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれ)の「一部繰上げ支給」について

社会保険労務士 山本昌弘

これまで、一定の要件を満たせば、60歳から65歳まで特別支給の老齢厚生年金が支給されてきました。

しかし、平成13年4月から支給開始年齢が段階的に引き上げられ、最終的に平成37年度からは、年金の開始は、本来の65歳からとなります(図表1)。

このうち、老齢基礎年金については、少しでも早く支

【図表1】特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げスケジュール

改正前の特別支給老齢厚生年金	60歳	65歳	生年月日
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S16.4.1以前	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S21.4.1以前	
平成13年度からの支給開始年齢の引上げ			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S16.4.2～S18.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S21.4.2～S23.4.1	
平成25年度から実施される支給開始年齢の引上げ			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S18.4.2～S20.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S23.4.2～S25.4.1	
平成37年度・最終的な姿			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S20.4.2～S22.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S25.4.2～S27.4.1	
平成25年度・報酬比例部分の引上げ開始			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S22.4.2～S24.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S27.4.2～S29.4.1	
平成25年度・報酬比例部分の引上げ開始			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S24.4.2～S28.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S29.4.2～S33.4.1	
平成25年度・報酬比例部分の引上げ開始			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S28.4.2～S30.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S33.4.2～S35.4.1	
平成25年度から実施される支給開始年齢の引上げ			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S30.4.2～S32.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S35.4.2～S37.4.1	
平成25年度から実施される支給開始年齢の引上げ			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S32.4.2～S34.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S37.4.2～S39.4.1	
平成25年度から実施される支給開始年齢の引上げ			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S34.4.2～S36.4.1	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S39.4.2～S41.4.1	
平成25年度から実施される支給開始年齢の引上げ			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S36.4.2以降	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S41.4.2以降	
平成25年度から実施される支給開始年齢の引上げ			
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子 S36.4.2以降	}
定額部分	老齢基礎年金	女子 S41.4.2以降	

給を受けたい人のために、本人が希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて支給を受ける「老齢基礎年金の繰上げ制度」(全部繰上げの老齢基礎年金)が設けられていますが、平成13年4月からは、新たに昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれ(女子は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれ)の人にかぎって、「一部繰上げの老齢基礎年金」が請

求できるようになっています(図表2、3)。

こうした繰上げ支給を受けた場合は、「全部」の場合も「一部」の場合も、一定の率で減額された老齢基礎年金が一生涯を通じて支給されることとなります。

計算例でも示していますが、通常は「全部繰上げ」より「一部繰上げ」の方が有利となります。

(次号につづく)

【図表2】全部繰上げの老齢基礎年金(男子は昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれ、女子は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれのケース)

60歳	特別支給(定額部分)の支給開始年齢(61～64歳)	65歳
報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金
定額部分	経過的加算相当額*	経過的加算相当額*
	支給停止部分	
老齢基礎年金の全部繰上げ額 ①		
全部繰上げ請求		

① 老齢基礎年金の全部繰上げ額

$$= \text{老齢基礎年金} \times (1 - 0.5\% \times \text{繰上げ請求の月から65歳の前月までの月数})$$

*経過的加算相当額 = 定額部分の額 - 65歳以降に支給される老齢基礎年金の額に相当する額

【図表3】一部繰上げの老齢基礎年金(男子は昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれ、女子は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれのケース)

60歳	特別支給(定額部分)の支給開始年齢(61～64歳)	65歳
報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金
定額部分の繰上げ調整額	経過的加算相当額	老齢基礎年金の加算額
	老齢基礎年金の一部繰上げ額	
一部繰上げ請求		
...繰上げ請求月から特別支給開始年齢になる月の前月までの月数		
...繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数		

(1) の繰上げ調整額は、報酬比例部分に65歳になるまで加算されるもので、次の算式で計算します。

$$\text{繰上げ調整額} = \text{定額部分} \times (1 - /)$$

(2) の老齢基礎年金の加算額は、65歳以後に加算されるもので、次の算式で計算します。

$$\text{老齢基礎年金の加算額} = \text{老齢基礎年金} \times (1 - /)$$

(3) の老齢基礎年金の一部繰上げ額は、次の算式で計算します。

$$\text{老齢基礎年金の一部繰上げ額} = \text{老齢基礎年金} \times / \times (1 - 0.5\% \times)$$

「全部繰上げ」は65歳になる月の前月まで請求できますが、「一部繰上げ」は特別支給開始年齢になると請求できません。

計算例

● 定額部分と老齢基礎年金(満額とする)は、同じ額とします。

● 定額部分の支給開始年齢が63歳の人(昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの男子)の場合

老齢基礎年金を繰上げない場合

60歳 特別支給(定額部分)の支給開始年齢63歳 65歳

報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金
36月	定額部分	老齢基礎年金
	804,200円	804,200円
60月		

老齢基礎年金を全部繰上げた場合

60歳繰上げ請求 特別支給(定額部分)の支給開始年齢63歳 65歳

報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金
老齢基礎年金の全部繰上げ額		
減額部分		

全部繰上げた場合の老齢基礎年金額(60歳以後)

$$804,200円 \times (1 - 0.5\% \times 60) = 562,940円$$

右の一部繰上げたときより96,504円少ない額となります。

老齢基礎年金を一部繰上げた場合

60歳繰上げ請求 特別支給(定額部分)の支給開始年齢63歳 65歳

報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金
定額部分の繰上げ調整額 ②		老齢基礎年金の加算額 ③
老齢基礎年金の一部繰上げ額 ④		

④ 一部繰上げた場合の老齢基礎年金額(60歳以後)

$$804,200円 \times \left\{ \frac{36}{60} \times (1 - 0.5\% \times 60) \right\} = 337,764円$$

(【図表4】①の率42%)
請求時 60歳0月、特別支給開始年齢63歳

⑤ 定額部分の繰上げ調整額(60歳～64歳)

$$804,200円 \times \left\{ \left(1 - \frac{36}{60} \right) \right\} = 321,680円$$

(【図表4】②の率40%)
請求時 60歳0月、特別支給開始年齢63歳

$$\text{④} + \text{⑤} = 337,764円 + 321,680円 = 659,444円$$

⑥ 老齢基礎年金の加算額(65歳以後)

$$804,200円 \times \left(1 - \frac{36}{60} \right) = 321,680円$$

$$\text{④} + \text{⑥} = 337,764円 + 321,680円 = 659,444円$$

【図表4】一部繰上げの老齢基礎年金の支給率

請求時の年齢	特別支給開始年齢	請求月から特別支給開始年齢に達するまでの月数	請求月から65歳になるまでの月数	① 一部繰上げの老齢基礎年金の支給率(老齢基礎年金に対する支給率)	② 老齢厚生年金の繰上げ調整額(定額部分に対する支給率)	支給率の合計
60歳0カ月	61歳	12月	60月	14%	80%	94%
	62歳	24月	"	28%	60%	88%
	63歳	36月	"	42%	40%	82%
	64歳	48月	"	56%	20%	76%
61歳0カ月	62歳	12月	48月	19%	75%	94%
	63歳	24月	"	38%	50%	88%
	64歳	36月	"	57%	25%	82%
62歳0カ月	63歳	12月	36月	27.3%	66.7%	94%
	64歳	24月	"	54.7%	33.3%	88%
63歳0カ月	64歳	12月	24月	44%	50%	94%

(注) 1カ月単位の請求時の年齢で支給率が計算されます。小数点以下第1位で四捨五入しています。